

第 1 3 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 5 年 5 月 9 日（火）

農村環境改善センター 農事研修室

第13回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年5月9日（火）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤 英夫

4、出席委員（17名）

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	穴倉喜八郎
5番	川寄篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘（会長職務代理者）	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一	14番	梅原英男
15番	齋藤重幸	16番	鵜澤英夫（会長）
17番	今関喜明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～5）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～2）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～4）

第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（整理番号1）

第8 報告第3号 転用事実確認証明について（整理番号1～2）

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	書記	谷口智

◎開 会

○議長 ただいまより、第13回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第13回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、中村和敏委員および板倉小百合委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～5)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、清名幸谷字稻荷前、地目 田の1筆、面積912平方メートルおよび地目 畑の1筆、面積185平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、やや右上付近に1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は、南横川字北菖蒲谷、字弥左エ門屋敷、地目 田の6筆、合

計面積 10,646 平方メートルおよび地目 畑の 1 筆、面積 5,188 平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中よりやや上付近に 3 つに点在して 1-2 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 5 ページから 18 ページまでになります。

次に、議案書の 2 ページをご覧ください。

整理番号 3、申請地は、柳橋字本村口、地目 畑の 1 筆、面積 720 平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中のやや左上付近に 1-3 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 19 ページから 22 ページまでになります。

次に、整理番号 4、申請地は、北横川字下海道、地目 畑の 1 筆、面積 3,093 平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中より下付近に 1-4 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 23 ページから 27 ページまでになります。

次に、議案書の 3 ページをご覧ください。

整理番号 5、申請地は、四天木字南新田、地目 畑の 1 筆、面積 115 平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、ござ

います。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、右下付近に1－5と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料28ページから31ページまでになります。

なお、整理番号1から5の権利者における農業従事日数および農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号整理番号1の調査報告をいたします。

申請理由は事務局の説明のとおりです。

調査に当たりましては、5月1日、関本推進委員と、権利者宅にて話を伺い、申請内容に間違いがないということです。

義務者には電話にて話を聞きました。

申請内容に間違いがないとのことでした。

5年くらい前に耕作をしてもらっている人から、高齢で耕作できないと言われ知り合いである権利者をお願いして作ってもらったそうです。

義務者の後継者が他の仕事に就いていることから、知り合いである権利者に売買の話をしたそうです。

権利者の農地は申請地の近くにあることから、都合が良いので売買の話が成立したそうです。

申請地は水稻を作付してありました。

機械も労働力もそろっており、問題はないと思いますが、慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号2の調査報告をいたします。

4月30日、小倉推進委員と現地を確認し、権利者、義務者については電話での対応となりました。

義務者は高齢のため家族の方にお話を伺い、内容については事務局説明のとおりでございます。

権利者は、近隣市町村でも、耕作放棄地をなくすために、一生懸命、耕作している方でございます。

なお、申請の土地は、綺麗になっておりました。

問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3から4の案件につきましては、一括して、齊藤義信委員、お願いいたします。

○齊藤（義）委員 それでは、議案第1号整理番号3、4について、調査報告を申し上げます。

理由としましては、事務局の説明のとおりでございます。

5月5日に高橋推進委員と権利者宅に伺い、義務者は電話で話を伺いました。

義務者は遠方で耕作ができないため、農地の手放したいとのことでした。

申請地は権利者の隣接地なので、耕作もしやすく、耕作面積もふやしたい考えがあったことから、今回の申請に至っております。

整理番号4についても、同じく、5月5日に伺いました。

義務者は遠方でやはり耕作できないために、農地を手放したいとのことでした。

申請地は、権利者の隣接地なので、耕作もしやすく、耕作面積をふやしたい考えがあったことから、今回の申請に至っております。

整理番号3、4は、何ら問題はないと思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 それでは、整理番号5についてご説明申し上げます。

事務局説明のとおりですが、4月30日に吉原推進委員と私で、現地において義務者、権利者に会い、話を伺うことができました。

義務者は経営規模を縮小しようと考えていたところ、今回、申請の畑に隣接する権利者に売買の話をしたところ、権利者は経営規模の拡大も考えていたこともありまして、隣接して管理をしやすい畑で、自宅からも近いので、話がまとまり、申請に至ったとのことでした。

権利者は機械設備も整っており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほど

よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から5に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定をいたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定をいたします。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに決定をいたします。

次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を

お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は原案のとおり許可することに決定をいたします。

◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、細草字原ノ前、地目 畑の2筆、合計面積1,817平方メートルの一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.35平方メートルでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、やや左上付近に2-1と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地に引き続き、太陽光発電施設を設置し、更に下部で営農を行うことで農地を有効活用することができるために計画したとのことでございます。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱78本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、32ページから51ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能でございます。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれ

ないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径 76 ミリメートルの支柱を 3.1 メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われまます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーとさつまいもの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して 2 割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

次に、整理番号 2、申請地は、細草字原ノ前、地目 畑の 1 筆、面積 1,371 平方メートルの一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.37 平方メートルでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、やや左上付近に 2-2 と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地に引き続き、太陽光発電施設を設置し、更に下部で営農を行う

ことで農地を有効活用することができるために計画したとのこととあります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱 84 本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、52 ページから 69 ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第 1 種農地に該当すると考えられます。

第 1 種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば 3 年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件および一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号 1 と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径 76 ミリメートルの支柱を 3 メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われまます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、さつまいもの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して 2 割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 1 から 2 の案件につきましては、一括して、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第2号、整理番号1と2を一括して、調査報告を申し上げます。

申請理由、内容は、事務局の説明のとおりです。

5月1日に内山委員と権利者宅に伺い、現地調査を行いました。

双方とも営農型太陽光発電施設用地の更新となります。

整理番号1については、ブルーベリーの栽培をしていましたが、台風の被害に遭い、植替をして今年で4年目になります。生育状況が少しまばらなため、空いている農地を活用して、今年からさつまいも栽培に取り組むとのことです。

整理番号2については、おもちゃかぼちゃからさつまいも栽培に変更して、収穫量をふやしたいとのことでした。

さつまいもの品種については、紅はるかを栽培し、権利者の経営している店頭で販売する予定だそうです。

双方の申請地は、権利者宅に隣接しており、作業容易な場所にあります。調査に伺った日は、さつまいも栽培のために、マルチ式の管理機を購入したところで、機械メーカーの方と息子さんと試運転をしているところでした。

また、昨年よりやぎ3頭を飼育し、雑草の駆除に役立てています。

以上、問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から2について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号(利用権設定)

○議長 続きます。日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、本日審議いただく、整理番号7から9の案件は、今関喜明委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には、退室していただくことになります。

つきましては、先行して、整理番号1から6の案件の審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、事務局から議案第3号、整理番号1から6について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の6ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は7人、利用権の設定をする者は9人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が47筆で、面積33,563平方メートル、畑が5筆で、面積4,914平方メートル、田と畑の合計面積は、38,477平方メートルでございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が6件、更新が3件の合計9件でございます。

整理番号1から6の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支

払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、永田、田が3筆、2,313平方メートル、3年、金納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム相当額、新規。

整理番号2、永田、田が4筆、1,514平方メートル、10年、無償、更新。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号3、桂山、田が1筆、1,507平方メートル、10年、無償、新規。

整理番号4、大網、田が1筆、694平方メートル、10年、金納、10アール当たり、7,000円、更新。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号5、細草、畑が2筆、2,316平方メートル、10年、金納、10アール当たり、10,000円、更新。

整理番号6、砂田、畑が3筆、2,598平方メートル、1年、金納、10アール当たり、8,000円、新規。

なお、整理番号1から6の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、議案第3号整理番号1について調査報告を申し上げます。

内容は、事務局説明のとおりでございます。

4月30日、貸付人は遠方のため、電話にて話を伺いました。

貸付人は昨年まで耕作を依頼していた方が亡くなられたため、今年から今回の借受人に耕作を依頼したいということでございます。

また、申請内容は間違いありませんので、よろしく願いいたしますということでございました。

借受人には菅谷推進委員さんと私で、4月30日に現地で話を伺いました。

借受人は昨年の稲刈りが終わった頃、亡くなられた方から、私は体調が思わしくないので、私の耕作している半分程度の耕作を引き受けてもらえないかという話をされたこともあり、今回、利用権を設定して、耕作することにしたということでございました。

借受人は認定農業者であり、特に問題はないと思われませんが、皆様方の慎重なる審議よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3について、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号3について、調査報告をいたします。

内容は事務局の説明のとおりです。

5月6日、鶉澤推進委員と、貸付人宅にて話を伺いました。

現在、管理もできなく、休耕状態でありました。

隣接しているところが、借受人が管理しているところで、今回、隣ということで管理してもらえないかということでお願いしたところ、そういうことでしたらということで引き受けていただいたということでした。

なお、申請地の地目は田となっておりますが、10数年前に埋めて畑として使っていたとのことでした。すぐ耕作できる状態ではないため、借受人は整地してから、使用するとのことでした。

借受人は機械等もそろっており、問題はないと思いますが、慎重審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6について、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第3号整理番号6について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

4月29日に、貸付人、借受人には電話にて調査を行いました。

貸付人は、以前より、申請地は農作物を作らず、草刈等で管理を行っていたそうですが、今後のことを考え、作付者を探していたそうです。

借受人は養蜂を営む方で、新たに農地をふやしたく、事務局に相談されていたそうで、今

回、貸付人の農地があると、地元の農業委員より話があり、貸付人、借受人の考えが整い、利用集積の申請に至ったと申しておりました。

借受人は、今後、みかんやレモンを植える予定だそうです。

また、申請地には、4月30日に片岡推進委員と、内海農業委員にもご協力いただき、調査を行いました。

申請地は綺麗に管理されておりましたが、申請地付近は、鳥獣による農作物被害の話が上がりましたので、しっかり対策を行う必要があるものと考えられます。

以上、問題ないと思われませんが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から6について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から6に対する質疑を終結いたします。

次の整理番号7から9の案件について、今関喜明委員は議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(今関喜明委員退室)

○議長 事務局から議案第3号、整理番号7から9について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の11ページから12ページをご覧ください。

整理番号7から9の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号7、経田、駒込、富田、田が30筆、22,194平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、新規。

整理番号8、永田、田が5筆、2,996平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、新規。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

整理番号9、永田、田が3筆、2,346平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、新規。

なお、整理番号7から9の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号7から9の案件につきましては、一括して、齊藤義信委員、お願いいたします。

○齊藤（義）委員 それでは、整理番号7について調査報告を申し上げます。

理由としましては、事務局の説明のとおりでございます。

貸付人は、現在、勤めておまして、耕作ができないため、農地を貸したいとのことでした。

借受人は認定農業者で耕作地をふやしたいという意欲がある認定農業者です。

問題はないと思われませんが、慎重なご審議をお願いいたします。

続きまして、整理番号8、9について、調査報告を申し上げます。

8、9の貸付人は、親子の関係でございます。

理由としましては、事務局の説明のとおりでございます。

貸付人は前の借受人ができなくなり、今回の借受人を紹介されました。

借受人は認定農業者で耕作地をふやしたいという意欲的な農業者で、問題はないと思われませんが、慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号7から9について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号7から9に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から9について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から9について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から9の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、今関喜明委員を入室させてください。

(今関喜明委員入室)

◎報告第1号～報告第3号

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第8、報告第3号、転用事実確認証明についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書14ページから16ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は4件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地および権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について、転用しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

転用事実確認証明は2件の願い出がありました。

各土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会

に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員および推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第6から日程第8の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第13回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時51分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月9日

農業委員会会長

鷗澤英夫

署名委員

中村和敏

署名委員

板倉小百合